

3 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第五号に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

4 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第九号に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療養及び知的障害者福祉ホームにおいて相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

(老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正)  
第二十三条 老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)  
第二十四条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十九号を次のように改める。

三十九 障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス

第一条第四十号を次のように改める。

四十 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練

第一条第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第四十一号とし、第四十五号から第四十八号までを三号ずつ繰り上げ、第四十九号から第五十三号までを削り、第五十四号を第四十六号とし、第五十五号から同条第六十号までを八号ずつ繰り上げる。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第二十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第

一条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 法附則第四十一号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

二 法附則第五十八号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者授産施設(法附則第五十二号の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び同法第二

十一条の七に規定する知的障害者授産施設に限る。)において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)  
第二十六条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)  
第二十七条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神保健センター、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設

六 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム(主として精神障害者(同法第四十一条第一項に規定する精神障害者をいう。)に対してサービスを提供する施設に限る。)  
(介護保険法施行規則の一部改正)  
第二十八条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第四号、第八十三条の三第二号及び第九十八号第四号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百零三条の二第二号イ中「身体障害者福祉法」の下に「(昭和二十四年法律第二百八十三号)を加え、身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、補装具製作施設の下に「及び盲導犬訓練施設」を加え、及び同法第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設及び「第五条第一項に規定する知的障害者授産施設及び同法」を削り、知的障害者更生相談所」の下に「障害者自立支援法第五十二条第二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)を加え、同号ロ中「第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業」を「第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)」に改め、同条第三号イ中「身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設(障害者自立支援法第五号第八項に規定する短期入所に係る事業を行うものに限る。)、知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設」を「、障害者支援施設、障害者自立支援法第五号第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設」に改め、同号ロ中「規定する居宅介護」の下に「、同条第三項に規定する重度訪問介護」を加える。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第二十九条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、前条の規定による改正後の介護保険法施行規則(以下この条において「新介護保険法施行規則」という。)(第一百零三条の二第二号イ中「療養病床に係るもの」とあるのは「療養病床に係るもの、障害者自立支援法附則第四十一条第一項又は第五十八号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設に限る。))又は障害者自立支援法附則第五十八号第一項に規定する知的障害者授産施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設に限る。)」とする。

2 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、新介護保険法施行規則第一百零三条の二第二号イ中「療養病床に係るもの」とあるのは「療養病床に係るもの、障害者自立支援法附則第四十一条第一項又は第五十八号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設に限る。))又は障害者自立支援法附則第五十八号第一項に規定する知的障害者授産施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設に限る。)」とする。